

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 24 日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府久世郡久御山町田井西荒見17-1

氏 名 株式会社ファルコバイオシステムズ

代表取締役 松原 宣正

電話番号 0774-30-9240

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ファルコバイオシステムズ総合研究所
事業場の所在地	京都府久世郡久御山町田井西荒見17-1
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8369 医療に附帯するサービス業
② 事業の規模	臨床検査事業 受託検査人数 7,192,389 人/年
③ 従業員数	436 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙処理工程のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	200.946 t	6.064 t
	(これまでに実施した取組)		
	総合研究所内の分別廃棄の推進 (感染性廃棄物だけでなく古紙、ダンボール、機密書類、飲料缶、ペットボトル等の非感染性廃棄物は再生利用に分別) マイクロプレートの洗浄により再利用推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	200.946 t	6.064 t
	(今後実施する予定の取組)		
	マイクロプレートの洗浄により再利用継続取組 職員の意識向上のため教育研修を実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物（固形物）プラスチック専用容器（黒色） 感染性廃棄物（液状物）プラスチック専用容器（白色）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 予定なし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

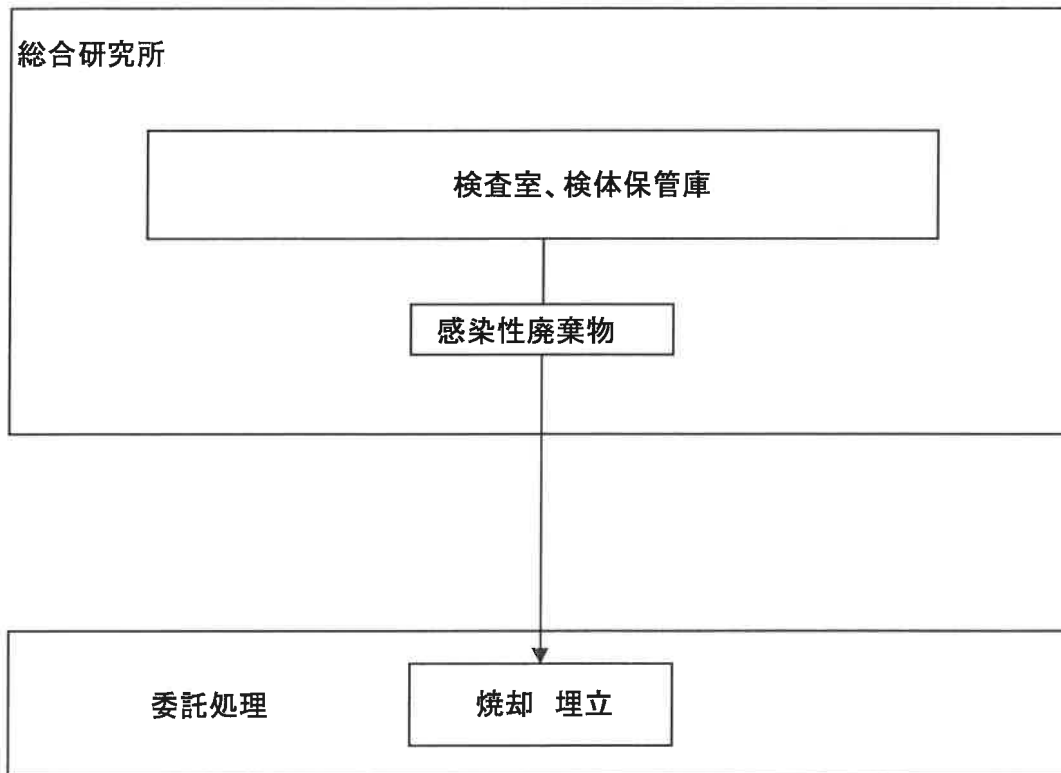
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	200.946 t	6.064 t
	優良認定処理業者への処理委託量	200.946 t	6.064 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	97.094 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	103.852 t	6.064 t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集・運搬と処分を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	200.946 t	6.064 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	200.946 t	6.064 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	97.094 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	103.852 t	6.064 t
	(今後実施する予定の取組)		
	<p>2020年4月より電子マニフェストにEDI方式で連携する医療廃棄物トレーサビリティシステムを導入し、廃棄物の処分について運用管理を強化する。 委託先処理業者に対して定期的に現地確認を実施する。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	207.010 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
	<p>当事業場は、特別管理産業廃棄物を年間50t以上排出しているため2020年4月より電子マニフェストに変更済み。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属 : 総合研究所 職名 : 所長
廃棄物担当	組織名 : 検査グループ 組織人数 : 4名
役割	安全衛生委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長-所長 委員-安全衛生委員 事務局-検査グループ
	廃棄物処理統括責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理表の交付・管理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項

廃棄物管理組織図

